

警察本部長

〔沿革〕 平成28年3月例規（監）第9号

各所属長

このたび「千葉県警察職員の職務執行に伴う災害見舞金の支給に関する訓令」（昭和48年千葉県警察本部訓令第4号）を制定し、昭和48年4月1日から適用することとしたので、運用上誤りのないようされたい。

記

1 制定の理由

警察職員の職務執行に伴う災害見舞金については、根拠規定がなく、その都度運用でまかなってきたところである。

しかし、最近社会情勢の急激な変化に伴い、各種警備事案をはじめとして警察業務の遂行に対する危険性が増大したことにかんがみ、警察職員が職務の遂行に際し、災害を受けた場合に、その労をねぎらい、安んじて職務に精励させ、もって職員の士気を高揚しようとするために、この訓令を制定したものである。

2 運用上の留意事項

見舞金支給要件の職務範囲は、おおむね次のとおりとする。

ただし、当該職員の過失による災害であると明らかに認められる場合、たとえば当該職員がバイクを運転中に操作を誤って転倒し負傷した場合等は適用しない。

- ア 犯罪の予防または鎮圧
- イ 犯罪の捜査または被疑者の逮捕
- ウ 交通の指導取締りまたは交通事故処理
- エ 災害、雑踏警備または治安警備
- オ 人命救助、職務質問または保護
- カ 著しい危険を伴う訓練
- キ その他本部長が特に認めたもの

3 申請手続および支給方法（第3条第4条）

（1）申請手続

見舞金の申請は、災害見舞金支給申請書に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

なお、見舞金の支給は、医師による初診の診断書に基づき、給付金額を決定するものとし、申請は1回限りとする。

- ア 医師の診断書（写）
- イ その他本部長が必要と認める書類

（2）支給方法

本部長は、見舞金の給付額を決定したときは、災害見舞金支給決定通知書に見舞金を添え、所属長を通じて支給する。